

# 漆器職人自立支援補助金

会津若松商工会議所漆器部会では、がんばる漆器職人を応援するため次のような賃借料の一部を補助します！

① 工房・作業場や店舗等を借りて独り立ちを目指す

② 店舗や売り場の一部を間借りして、

テストマーケティングや作品の展示を行う



工房やお店の一部を借りてはみたいけど…

「どんな場所が借りられるの?」「どんな借り方ができるの?」  
そんなご相談にも応じます。お気軽にご相談ください!

## 【対象者】 自立を目指す漆器職人

※自立後は会津若松商工会議所会員となることを条件とする。

【補助額】 補助対象経費の2分の1以内 年間上限 **5万円** (最大3年間)

【補助対象】 ・工房・作業場や店舗の賃借料(家賃)

※会津若松市内の物件に限ります。契約期間は問いません。

※申請日以前6ヶ月以内に契約を開始している場合も対象とします。

※会津漆器技術訓練校卒業生には会津若松漆器協同組合の支援制度  
があります。本制度との重複利用はできません。

・テストマーケティング、作品展示等のために、  
店舗や売り場の一部を間借りするときの借料

※契約期間は問いません。 ※委託販売時の手数料も対象とします。

## 【申請方法】

裏面に必要事項を記載および指定の書類を添付のうえご提出ください。

※申請書は、当所ホームページからダウンロードできます。



【申請・請求期限】 令和6年1月31日(水)

お問い合わせ：会津若松商工会議所経営サービス部

TEL:0242(27)1212/FAX:0242(27)1207 URL:<http://www.aizu-cci.or.jp>

会津若松商工会議所は、経営者の皆様を全力でサポートします！  
経営に関するお悩みは、お気軽にご相談ください！



- ・経営に関する相談がしたい
- ・事業承継に関する相談がしたい
- ・記帳や決算について勉強したい

- ・新たな事業を始めたい
- ・事業資金を借りたい
- ・各種共済制度を活用したい